

# フールアレストシステムに関する米国・英国の規制（特に使用基準）の概要

---

厚生労働省安全衛生部安全課  
建設安全対策室

# 米 国（OSHA規則の主な規制（仮訳））

- 1998年以降、胴ベルトをフォールアレストシステムに使用することを禁止している。  
<29 CFR 1926<sup>※1</sup>.502(d)>
  - ✓ 米国労働安全衛生庁（Occupational Safety and Health Administration：OSHA）は、フォールアレストシステムとして胴ベルトを使用した場合、胴ベルトが脱げて墜落する、捕捉時の衝撃による内臓損傷、長時間の宙吊りによる窒息の危険にさらされるとの認識を示している。
  - ✓ OSHAは、ショックアブソーバー機能があるランヤードあるいは巻き取り式親綱に接続されたフルボディーハーネスのみがフォールアレストシステムとして望ましいとの認識を示している。
- 捕捉時にかかる衝撃荷重は8kN以下。 <29 CFR 1926.502(d)(16)(ii)>
- 労働者が1.8m自由落下する前あるいは下層に激突する前にフォールアレストシステムが機能し始めるように取り付けること。 <29 CFR 1926.502(d)(16)(iii)>
- フォールアレストシステムが機能し始めてから墜落が阻止されるまでの減速距離は1.07m以下。 <29 CFR 1926.502(d)(16)(iv)>
- 1.8mあるいはそれ未満の最大自由落下距離で発生する衝撃の2倍の強度を有すること。 <29 CFR 1926.502(d)(16)(v)>
- 墜落が発生した場合には迅速な救助に備えるか、労働者が自己救助できるようにすること。 <29 CFR 1926.502(d)(20)>

# 米 国（OSHA規則の主な規制（仮訳））

- 使用前に検査し、異常を認めた場合は使用しないこと。  
<29 CFR 1926.502(d)(21)>
- Aerial lift（高所作業車が含まれる）から作業する労働者は、レストレイントシステム、あるいはフォールアレストシステムを使用すること。  
<29 CFR 1910.269<sup>※2</sup>(g)(2)(iv)(C)(1) ><29 CFR 1926.954<sup>※3</sup>(b)(3)(iii)(A)>
- 柱、鉄塔等の構造物で1.2m以上の高さにいる労働者は、規則に適合する他の墜落防止措置が講じられない場合は、フォールアレストシステム、ワークポジショニングシステム、レストレイントシステムで適したものを使用すること。  
<29 CFR 1910.269(g)(2)(iv)(C)(2)><29 CFR 1926.954(b)(3)(iii)(B)>
- フォールアレストシステムの保護具を使用する前に、保護具の適用限界や適切な使用方法について労働者に教育すること。保護具の適切な使用や点検、保管ができるように労働者に教育すること。 <29 CFR 1915<sup>※4</sup>.159(d)>

- 
2. Occupational Safety and Health Standards Subpart R (Electric Power Generation, Transmission, and Distribution) : 発電、変電、配電産業の業務、補修に適用される
  3. Safety and Health Regulations for Construction Subpart V (Electric Power Transmission and Distribution) : 変電、配電の設備工事に適用される
  4. Occup. Safety and Health Standards for Shipyard Employment : 造船に適用される

# 英国（WAHR※<sup>5</sup>の規制（仮訳））

- フォールアレストシステムには、捕捉時の衝撃エネルギーを吸収し着用者にかかる荷重を制限するための機構が必要。
- フォールアレストシステムは次の場合には使用してはならない。
  - (a) ラインが切断するおそれがある場合
  - (b) 墜落時に振り子状態になるおそれがあるが、周りに衝突しないようなスペースが確保できない場合
  - (c) フォールアレストシステムの機能を阻害したり、フォールアレストシステムを使用することが不安全な場合

※ 英国のWAHRでは、胴ベルトをフォールアレストシステムに使用することを禁止する明示的な規定はないが、個人用保護具に関するEC指令（Directive 89/686/EEC）により、EN規格に適合する墜落防止用の個人用保護具を使用する必要がある。EN規格ではフォールアレストシステムの身体保持具としてはフルボディーハーネスとなっている。

---

5. The Work at Height Regulations 2005: 高所作業一般に適用される。